

TCA TripleAプログラム修了試験コーチング実技審査規則

制定 2021. 9. 23

改訂 2022. 8. 1

第1条（目的）本規則は、東京コーチング協会（以下「本協会」という。）で主管するコーチング実技審査が公正かつ確実に進行されるよう、その手続きと方法に関する事項を規定することを目的とする。

第2条（審査資料の提出）審査を受けようとする志願者は、以下の資料を定められた期日内に要求された内容、数量だけ提出しなければならない。

1. 録音ファイルと文字起こし
2. コーチングセッションログ
3. メンターコーチングログ

第3条（審査委員会の構成）

- ①審査委員会は6人の審査委員で構成し、委員長は委員の中から選出する。
- ②審査委員は、本協会の会長が任命する。
- ③審査委員の任期は、当該審査委員会の任務終了時までとする。

第4条（審査委員の資格）本協会の正会員の中で国際コーチング連盟（ICF）本部の審査官教育を修了したPCC以上の資格保有者とする。

第5条（審査委員の変更）審査を開始した後は、審査委員を変更することができない。ただし、審査委員の疾病、海外渡航、その他やむを得ない事由で審査を継続できない場合に限り、本協会の会長が変更することができる。

第6条（審査）

- ①志願者が審査資料を提出した日から2ヶ月以内に審査を完了することとする。
- ②評価は審査委員各自100点満点にし、審査委員3人の平均が一次試験は60点、二次試験および三次試験は75点以上で合格と判定する。

第7条（結果通知）審査結果は、志願者に書面又は電子文書で通知しなければならない。

第8条（その他）本規則に定める事案以外の事案については、理事会が定める。

以上